奄美市ファミリー・サポート・センター事業 運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助を希望する「利用会員」と、子育ての援助を行う「サポート会員」をそれぞれ募集し、会員同士をマッチングさせる事業です。多くの市民に参加していただくために、会員数拡大のための工夫や対策が重要であり、調整活動を行うアドバイザーの資質の向上が求められています。また、事業運営を円滑に行うための効率的な人員の配置や安全管理等の研修が行われることが必要です。

これらの事業を委託するに当たり、最適な事業者を選定するために、プロポーザル方式による事業 者選考を実施します。

2 募集の内容

(1) 業務名

奄美市ファミリー・サポート・センター事業運営業務

(2)業務の目的

地域における子育て支援機能強化をはかるため、ファミリーサポート事業を円滑に行うために 必要なファミリー・サポート・センターの運営を委託します。

(3)業務内容

別記「奄美市ファミリー・サポート・センター事業運営業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和7年 11 月 30 日までは業務の準備(引継ぎ)期間とし、実際の業務開始は令和7年 12 月1日からとします。

なお、本件業務は単年度契約ですが、業務の性質上、業務実施状況や予算措置等を踏まえ、翌年度以降も最大3年間継続して実施する可能性があります。ただし、継続は確約されるものではありません。また、委託料については奄美市一般会計予算に計上される金額の範囲内とし、事業内容については、受託者との協議・調整を経て詳細を決定します。

(5) 提案上限額

次のア及びイを合算した額とする。

ア 業務運営費用 委託料上限額

2,100,000 円(消費税非課税)

イ 事業実施にあたり、受託者が施設・設備の整備に要する費用のうち、市が認める額

上限額

900,000円(税込)

なお、提案の際は下記の事項にご留意ください。

- ① 上記ア及びイの金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものです。
- ② 上記アに係る事業は、社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業に該当し、 消費税法第6条第1項の規定により消費税及び地方消費税は非課税です。
- ③ 保育室を設置する場合、当該保育室の賃借料や備品購入等に係る経費については、上記の費用に含めることはできません。

(6) 事業場所

受託者が市内に有する本・支店、営業所等(予定も含む)

3 スケジュール

プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは以下のとおりです。ただし、書類の受付から審査 する過程において変更される場合があります。

(1) 公募開始(質問·参加申込受付開始) 令和7年8月18日(月)

(4) 企画提案書等受付開始 令和7年9月16日(火)

 (7) 審查会
 令和7年10月下旬

 (8) 審查結果通知
 令和7年10月下旬予定

(9) 委託事業準備開始 契約締結日~

4 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しません。

5 参加資格

次の各号に定める要件を満たす法人、任意団体又は個人事業主。

- (1) 市内においてファミリー・サポート・センター事務局の活動場所を確保し、市内全域で当該活動を 行えること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 奄美市暴力団排除条例(平成25年度奄美市条例第7号)第2条に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。(法人にあっては、その役員(業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)をいう。)
- (4) 奄美市指名停止等の措置要綱 (平成 18 年3月 20 日告示第 86 号)に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年律第 154 号)第 17 条第1項に基づく会社更生手続開始の申立て又は同条第2項に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年律第 225 号)第 21 条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていないこと。同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた民間企業等でないこと。
- (7) 債務の不履行があり、所有する財産に対し、仮差押え、保全差押えの命令及び競争手続の開始決定がなされていないこと。
- (8) 国税、都道府税及び市町村税を滞納していないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は参加申込書を提出しなければなりません。 なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けません。

(1) 提出書類 以下の①~③の書類

提出書類	書式	留意事項
① 参加申込書	様式1	
② 誓約書	様式2	電子メールで提出の場合、PDF 可
③ 団体等の概要	様式3	〔添付書類〕
		·定款(規約)、役員等名簿
		・直近財務状況を確認できるもの(令和 6 年度
		決算書等)
		・(法人の場合)登記事項証明書(履歴事項全部
		証明書、PDF 可)
		・(法人以外の場合)代表者の印鑑登録証明書
		(PDF 可)
		・国税の納税証明書(法人税、消費税及び地方消
		費税の未納がない旨の証明、PDF 可)
		・市税の納税証明書(PDF 可)
		*証明書は令和7年8月1日以降発行のもの

(2) 提出期限

令和7年9月19日(金)17時 00 分まで

(3) 提出方法

郵送、持参又は電子メールにて送付すること。電子メールにて提出の場合は、必ず電話に て受信の確認をすること。

(4) 提出先

「16 担当窓口・問合せ先」に記載のとおり。

7 質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年8月18日(月)から令和7年9月5日(金)17時 00 分まで

(2) 質問方法

別紙「質問書」を電子メールにて提出すること。提出後、必ず電話にて受信の確認をすること。

(3) 提出先

「16 担当窓口・問合せ先」に記載のとおり。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者名を伏せたうえ、全ての参加者あてに電子メールにて送付し、奄 美市公式ホームページ上で公表します。

また、質問に対する回答は、本事業の募集要領及び仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなします。

(5) 市からの回答期限

令和7年9月12日(金)予定

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類 以下の④~⑧の書類について、正本1部、副本(正本の写し)6部を提出してください。

提出書類	書式	留意事項		
④ 企画提案書等提出書	様式4			
⑤ 実施体制説明書	様式5	様式 5-1~5-4 を添付する		
⑥ 企画提案書	様式6	「9 企画提案書(様式6)作成上の留意事項」参照		
⑦ 収支計画及び開設日程	様式7			
⑧ 業務受託費見積金額	様式8	[添付書類]		
		想定される業務受託費の積算根拠(任意様式)		
⑨ その他	参加申込書を電子メールにて提出した場合は、以下の書類等の			
	原本を併せて提出			
	・様式2 誓約書			
	・(法人の場合)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)			
	・(法人以外の場合)代表者の印鑑登録証明書			
	・国税の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税の未納が			
	ない旨の証明)			
	・市税の納税証明書			

(2) 提出期間

令和7年9月16日(火)から10月10日(金)17時00分まで(必着)

(3)提出方法

「16 担当窓口・問合せ先」へ提出期限までに郵送又は持参してください。 その後、「提出書類④~⑧」を電子メールにて送付してください。

9 企画提案書(様式6)作成上の留意事項

別記「奄美市ファミリー・サポート・センター事業運営業務仕様書」の業務内容に基づく企画提案を記載してください。

用紙は A4 縦片面を使用し、5枚以内で作成してください(白黒・カラーは問いません)。 企画提案にあたっての参考資料:

ロ 奄美市ファミリー・サポート・センター事業実績

令和6年度末会員数	1,024 人	(内訳)利用会員	859人	
		サポート会員	154人	
		両方会員	11人	
令和6年度活動件数	1,272件	(内訳)預かり	681件	
		送迎	578件	
		産後の家事支援	13 件	
令和6年度事前打合せ件数	199件			
令和7年度年間委託料	6,660 千円(年度当初の予定額)			

- 口 令和6年3月30日付こ成環第120号こども家庭庁成育局長通知(令和7年4月1日一部改正) 「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」
- 口 令和6年3月30日付こ成環第109号こども家庭庁成育局長通知(令和7年4月1日一部改正) 「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の適切な実施について」

□ 令和6年3月30日付こ成環第110号こども家庭庁成育局成育環境課長通知 「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の留意事項について」

10 審査及び選定

(1) 審査基準

審査項目及び審査基準等は、以下のとおりとします。

審査項目	審査基準	配点
I 実施体制等	① 事業の実施にあたり必要な実施体制、連絡体制等が確保されているか	10
	② アドバイザー等の人的確保はできているか	10
	③ 事業内容を十分に理解し、かつ公共サービスとしての配慮がなされているか	10
	④ 子ども・子育て支援関連業務に関する実績はあるか	5
Ⅱ 実施内容	⑤ 会員の募集、受付、登録において、会員を増やすための工夫がさ れているか	10
	⑥ 援助活動の受付及び調整、把握等において、会員の利便性が考慮され、円滑な調整を行うための工夫がなされているか	10
	⑦ 広くかつ分かりやすく市民に当該事業を周知できる広報の方法で あるか	5
	⑧ 団体独自の強みを活かした取組や、今後の事業活性化に向けた 取組の提案がなされているか	20
Ⅲ 業務工程 ・収 支 計 画	事業の実施にあたりスケジュールが整理されており、具体性・実現性が高いものであるか	10
	⑩ 収支計画は妥当であるか	10
	合 計	100

(2) 審查員

契約候補者の選定は、奄美市ファミリー・サポート・センター運営事業プロポーザル審査委員会が行います。

(3) 審査の方法及び選定

審査委員会は、提出された企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査基準をもと に採点、審議をし、契約候補者を選定します。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、契約候補者を決定します。

(4) 審査会(提案説明会)

プレゼンテーション及びヒアリングは、以下の要領で実施します。

- ① 提案書の説明は、準備を含めて 20 分以内で行っていただきます。説明のための追加資料等 も使用できます(スクリーン及びプロジェクターは市が準備します)。
- ② 説明の後、審査委員による 10 分程度のヒアリングを行います。
- ③ 説明者は、責任者を含め2名までとします。
- ④ 参加者は、他の参加者の提案書説明を傍聴することができません。

審査日 令和7年10月下旬

審査会場 奄美市役所 会議室

審査日、時間、場所については別途書面にて通知します。

(5) 事業者決定の考え方

- ① 提案上限額の範囲内において、評価の合計点が最上位である者を契約候補者とし、次に高いものを次点の候補者として選定します。
- ② 最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議のうえ決定します。
- ③ 評価の合計点が最上位の者であっても、各選定委員の合計点の平均が60点未満の事業者は契約候補者に選定しないことがあります。また、得点が著しく低い審査項目がある等の場合は、契約候補者に選定しないことがあります。
- ④ 参加者が1者の場合においても、各選定委員の合計点の平均が60点未満の事業者は契約候補者に選定しないことがあります。
- ⑤ 選定委員会での選定は非公開とし、審査結果に対する異議申立てには一切応じません。

11 審査結果の公表

審査の結果については、全参加者に結果を書面で通知します。

なお、審査結果の一覧を全ての参加者に公開します。

選定結果通知日 令和7年10月下旬予定

12 企画提案書の提出に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれか事項に該当する場合、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて書類を提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ この書面に示された条件に違反すると認められる場合
- ⑤ 参加者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ⑥ 本業務を一括して第三者に委託又は請け負わせる場合
- ⑦ その他、市があらかじめ指示した事項に違反した場合

13 契約の締結

- (1) 奄美市長は、審査委員会で選定された契約候補者に対し、奄美市ファミリー・サポート・センター 運営事業業務委託契約の交渉を行います。
- (2) 奄美市長は、契約候補者と委託契約の締結交渉を行います。合意した場合は見積書記載金額の 範囲内で契約を締結します。

なお、交渉の結果、提案内容がその趣旨に反しない範囲において変更されることがあります。

- (3) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者の本提案における失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、審査結果において総合評価が次に高い参加者と交渉を行うこととします。
- (4) 市は、契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由又は不正を認める行為が判明 したときは、契約を解除できるものとします。

14 企画提案書の取扱い

- (1) 企画提案書提出後において、企画提案書に記載された内容の変更を認めません。
- (2) 提出された全ての企画提案書は返却しません。 なお、契約に至った場合に使用するほかは事業所選定以外に使用しないものとし、市は責任を もって廃棄します。

15 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担とします。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、10月10日(金)までに、辞退届(任意様式)を奄美市こども未来課に持参又は郵送により提出してください。

16 担当窓口・問合せ先

奄美市こども未来課 子育てサポート係 〒894-8555 奄美市名瀬幸町25番8号 電話 0997(52)1111(内線 5010) E-mail mirai@city.amami.lg.jp